

閣下三一三

八月八日

大正九年十月四日 内閣書記官長

内閣書記官

内閣總理大臣

法制局長官

外務大臣

原

大藏大臣

基

海軍大臣

山

文部大臣

逓信大臣

西

内務大臣

陸軍大臣

司法大臣

馬

農商務大臣

山

鐵道大臣

別紙内閣總理大臣請議樺太廳水産試験場官制中改正、件ヲ審査スルニ右ハ相當ノ儀ト思考ス依テ請議、通閣議決定セラレ可然ト認ム

法制局

十三

勅令案

呈案ノ通

参照

○樺太廳水産試験場官制

大正七年六月
勅令第百九十一號

第二條 水産試験場ニ左ノ職員ヲ置ク

場長

技師

書記

技手

專任一人

專任一人

專任五人

兼任

兼任

兼任

42
13

内閣

歲出經常部

第二款
樺太廳

第一項 俸給

三
判任俸給

水產試驗場技手

八箇月

一入

內閣

法制部 一六四号 九月マ

秘 百八三

樺太廳水産試験場官制中

改正ノ件

樺太ニ於ケル鮭、鱒人工孵化ノ

方法ヲ考究シ以テ水産業ノ發

達ヲ圖ラム力爲樺太廳水産試

験場官制中改正ノ必要ヲ認ム

依テ別紙勅令案ヲ提出ス

右閣議ヲ請フ

大正九年九月一日

例 甲三十三

石 道 局

内閣總理大臣原敬



内閣總理大臣原敬殿

朕樺太廳水産試験場官制中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

大正九年十月九日

内閣總理大臣

勅令第四百八十號

樺太廳水産試験場官制中左

ノ通改正ス

第二條中「五人」ヲ「六人」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

樺太廳水産試験場

参考

設備	試験種別
塩蔵庫	魚類製法試験
冷蔵庫	魚類冷蔵試験
魚折室	魚類品質試験
分折室	魚類調査養

何ヲ計議ノ通諸決定セラル可然

通改正

第二條中「五人」ヲ「六人」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

樺太廳水產試驗場

[illegible]

保テ談議、通俗議決定セテ可然